

国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学法人文書管理に関する規程 平成17年3月23日 17 経教 規程第12号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別紙様式 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>4 この規程における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める本学における組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別紙様式 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20 規程 第38号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。